



福岡医発第 2679 号 (地)
平成 30 年 1 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

平成 30 年次会計検査院実地検査における指摘内容について

今般、福岡県保健医療介護部医療保険課より別紙のとおり平成 30 年次会計検査院実地検査における指摘事項の内容について通知がありました。

指摘内容については、例年、県医報への掲載、特別養護老人ホーム等の講習会にて周知するとともに、算定誤りがないよう注意喚起していますが、類似する内容の指摘が例年行われております。

本年は特に、「リハビリテーション料（要介護被保険者等に対する算定）」についての事項を指摘された医療機関が多くなっております。

つきましては、今回の指摘内容につきまして、会員各位へ周知徹底方お願いいたします。

なお、本件につきましては、福岡県医報 3 月号に掲載予定でありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

29医保第2559号
平成30年1月23日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部医療保険課長

平成30年次会計検査院実地検査における指摘内容の周知について（依頼）

本県の医療保険行政の適正な運営に当たりましては、日頃から御協力いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、診療報酬の適切な請求等に関する指導につきましては、従来から貴会の御協力を得て実施しているところですが、平成29年12月に行われた平成30年次会計検査院実地検査において、別添のとおり診療報酬の請求に関する指摘を受けております。

つきましては、適切な診療報酬請求のため、指摘内容について貴会会報への掲載等を通じて会員の方へ周知いただきますようお願いします。

平成30年次 会計検査院実地検査指摘事項の概要

平成29年12月実施

1 療養病棟入院基本料・有床診療所療養病床入院基本料(患者の医療区分判定疑義)について

療養病棟入院基本料の医療区分の評価に当たり、対象となる疾患、状態に該当しないと思われるものについて該当しているとしていたり、レセプトに医療区分等の記載がなかったりするなど、医療区分の評価の実態について疑義があったもの。

【2 医療機関】

2 医学管理等(在宅療養指導料 施設入所者算定)について

指定障害者支援施設の入所者に対して、在宅療養指導料を算定しているのではないかとの疑義があったもの。

【1 医療機関】

3-1 在宅医療料(在宅酸素療法指導管理料 施設入所者算定)について

医師が配置されている指定障害者支援施設の入所者に対して、当該施設の配置医師が在宅酸素療法指導管理料を算定しているのではないかとの疑義があったもの。

【1 医療機関】

3-2 在宅医療料(在宅患者訪問診療料 施設入所者算定)について

医師が配置されている施設の入所者については、特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものなどを除き、在宅患者訪問診療料は算定できないこととされているが、指定障害者支援施設の入所者に対して、在宅患者訪問診療料を算定しているのではないかとの疑義があったもの。

【1 医療機関】

3-3 在宅医療料(施設入所者に在宅時医学総合管理料算定)について

指定障害者支援施設の入所者に対して、在宅時医学総合管理料を算定しているのではないかとの疑義があったもの。

(※3-2、3-3は同一医療機関) 【1 医療機関】

4-1 リハビリテーション料(発症の繰り返し)について

運動器リハビリテーション料を算定している患者について、対象疾患の発症等から150日以内に新たな対象疾患が発症することを繰り返しており、当該リハビリテーション料の算定要件を満たしているかについて疑義があったもの。

【1 医療機関】

4 - 2 リハビリテーション料（所定単位数を超えて算定）について

所定の日数を超えて行った脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料について、1 月 13 単位を超えて算定しているのではないかと疑義があったもの。

【4 医療機関】

4 - 3 リハビリテーション料（要介護被保険者等に対する算定）について

リハビリテーションを行う場合の標準的算定日数 180 日、120 日、150 日を超えて、必要があってリハビリテーションを行う場合には、1 月 13 単位に限り算定できるものとされている。この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合には、定められた低い点数で算定することとされているが、定められた点数ではなく、より高い点数で算定しているのではないかと疑義があったもの。

【18 医療機関】